

土岐市文化財保存活用拠点（仮称）展示等製作業務委託
特記仕様書

第1 業務概要

1. 業務名称 土岐市文化財保存活用拠点（仮称）展示等製作業務委託

2. 業務内容

土岐市文化財保存活用拠点（仮称）展示・収蔵環境等設計書に基づき、施工図を作成し、展示品・展示ケース・解説パネル・映像音響システム及びコンテンツ等の製作及び設置を行う。

※詳細は土岐市文化財保存活用拠点（仮称）展示・収蔵環境等実施設計書を参照のこと。

3. 履行期間 契約締結の日から令和11年1月31日まで

（下記、「第2業務仕様」－「3. 業務の範囲及び内容」－「(2) 業務内容」①から⑦にかかる業務については令和10年10月2日まで）

4. 計画施設概要

(1) 施設名称：土岐市文化財保存活用拠点（仮称）

(2) 所在地：土岐市泉町久尻1263番地の1ほか

(3) 施設用途：博物館（平成31年国土交通省告示第98号 別添二第12号第2類とする。）

(4) 敷地の条件

① 敷地面積：約7,214㎡

② 用途地域：第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）

③ 防火地域：建築基準法第22条区域

④ その他：敷地の一部が都市計画道路区域として指定

(5) 施設の条件

① 延床面積：本館 2,271.38㎡、収蔵庫棟 479.14㎡

② 必要な室等

本館

(1) 調査研究エリア 約90㎡

調査検品室、撮影室、図書保管室A

(2) 収集保存エリア 約500㎡

トラックヤード、収蔵庫前室、特別収蔵庫、陶磁収蔵庫、一時保管庫A

(3) 展示公開エリア 約550㎡

歴史展示室、はっけんベース、美濃桃山陶展示室、企画展示室、重文展示室、展示準備室

(4) 教育普及エリア 約85㎡

多目的ルーム

(5) つながりエリア、にぎわいエリア 約260㎡

とくはくひろば、みのやき commons、博物館ボランティア室、受付、ショップ

(6) 管理エリア 約180㎡

事務室、館長室、更衣室、職員用トイレ、給湯室 など

(7) 共用部、その他 約 600 m²

トイレ(多目的用を含む。)、授乳室(救護室)、倉庫、その他(廊下、風除室、EV、機械室等) など

収蔵庫棟

(1) 収集保存エリア B 約 480 m²

資料整理室、考古・民俗収蔵庫、図書保管室 B、一時保管庫 B

※室等の名称は仮称(みのやき commons、ときはくひろば、歴史展示室、はっけんベース、ときはくアーカイブスなど)

第2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、発注者と受注者の協議により決定する。

1. 配置技術者

(1) 管理技術者

展示製作業務等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。平成 23 年 4 月以降博物館の元請で展示製作業務において従事した履行実績を有する者とする。

(2) 主任技術者

各担当主任技術者は、本業務を行うのに必要な技術能力及び経験を有する者とする。

(3) 管理技術者又は主任技術者は 1 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士又は一級施工管理技士の資格を有し、同時に行われる新築工事設計受託者との調整を円滑に行うものとする。

2. 業務計画書

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成。提出すること。

(1) 業務遂行方針

(2) 業務詳細工程

(3) 業務実施体制及び組織図

(4) 管理技術者、各主任および担当技術者の一覧表及び経歴書

(5) 協力者がある場合は、協力者の名称、業務分野、具体的な内容、協力を受ける理由及びその技術者の一覧

(6) その他発注者が必要とする事項

※協力者との契約に当たっては、製作品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

3. 業務の範囲及び内容

展示製作業務は、本仕様書に基づき行うこと。

(1) 業務対象範囲

施工範囲面積 約 751.57 m²

歴史展示室・はっけんベース (222.29 m²)、企画展示室・美濃桃山陶展示室 (179.57 m²)、重文展示室 (71.94 m²)、ときはくひろば (240.21 m²)、ロッカー室、客用通路、風除室、他サイン設置箇所

(2) 業務内容

下記①～⑦の施工図を作成し、施工図に沿って製作及び設置を行う。

- ① 展示造作・什器
- ② グラフィック・サイン
- ③ 映像・音響システム
- ④ 映像・音響コンテンツ
- ⑤ 模型造形
- ⑥ 演出照明
- ⑦ 演示具

(3) その他関連業務

- ① 新博物館建設周知支援業務（ロゴ、広報印刷物、ホームページの制作用素材提供等）
- ② 申請手続等に必要な資料等作成支援業務
博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)における登録博物館又は公開承認施設(公開承認施設に関する規定:平成 8 年文化庁告示第 12 号)としての施設整備に関する資料等、手続上必要な資料作成を支援すること。
- ③ 列品後ライティング調整業務
- ④ 打合せ記録簿の作成

(4) 新築(建築)工事と展示製作・設置の区分

項目	新築(建築)工事	展示製作・設置	備考
本体全般	○		
展示ケース、什器、模型、造形		○	
映像、音響、情報機器(コンテンツ)		○	
館内サイン	○	○	
空調設備	○		
防災設備	○		
衛生設備	○		
電気設備	○	△	展示演出照明のみ展示側
情報通信網設備(LAN、電話配線等)	○		

○は主体業務、△は補助的業務とするが、上記設計業務区分はあくまで概略である。記載外の項目等を含めて業務内において、新築(建築)工事者、展示製作・設置者及び発注者を含めて詳細調整のこと。

※展示室・博物館ゾーンにおける各種工事は、展示製作・設置者主体での検討を要する部分があるため、新築(建築)工事と展示製作・設置業務間で相互調整のうえ、実施すること。

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 本業務の実施は、本特記仕様書に基づき実施すること。
- ② 契約締結後、速やかに発注者と協議し、業務に着手すること。
- ③ 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めることを④受注者は、業務の進捗ノ中に関して、発注者に対して定期的に報告を行うとともに、発注者から報告を求められた場合は、速やかに応じること。

(2) 打合せ及び議事録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出すること。

- ① 業務着手時
- ② 発注者又は管理技術者が必要と認めたとき

(3) 業務の履行に係る条件

- ① 成果品の検査
 - (ア) 成果品検査において修正を指示された箇所は、速やかに修正すること。
 - (イ) 成果品の提出後、発注者の成果品検査合格をもって業務の完了とする。
- ② 著作権等
 - (ア) 受注者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
 - (イ) 受注者は、本設計委託に係る成果物の著作権を成果物の納入時に発注者に帰属するものとする。
 - (ウ) 受注者は、著作権法第 21 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に規定する権利についても発注者に移転し、受注者に留保されないものとする。
 - (エ) 第三者が著作権を有する成果物については、受注者は受注者の責任において、発注者の使用に支障がないように発注者に当該権利を移転し、または、その使用許諾を受けたものとする。

5. 業務上の配慮事項

下記事項に配慮するものとする。

(1) 一般事項

- ① 受注者は発注者と緊密な連絡を取り、要望を聞き取りながら十分な調整を行い、業務を遂行すること。
- ② 設計業務を進める各段階にて、発注者、別途発注の新築工事設計受託者と情報共有や調整、協議を行い、業務を進めること。
- ③ 業務に関し、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議の上、その指示に従い履行すること。
- ④ 現地での調査は、発注者及び施設管理者と事前調整を行い、実施すること。
- ⑤ 発注者より業務遂行に必要な資料があれば貸与する。ただし、内容については別目的で使用及び公表しないこと。また、貸与した資料は発注者の請求があったとき及び業務完了時には速やかに返却すること。
- ⑥ 建築基準法ほか関係法令の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、発注者の指示に従うこと。
- ⑦ 特殊な工法、材料、製品等を使用する場合は、あらかじめ発注者と協議を行うこと。

(2) 特記事項

- ① 公開承認施設の基準に適合した展示製作を行うこと。
- ② 完成時に見栄え良く収まるように、新築工事受注者が施工図等を作成する際には事前に工事担当者との協議すること。また必要に応じて、新築工事の打合せに出席すること。

- ③ 業務完了後であっても、本業務の範囲内において、解明調査等が必要になった場合は協力すること。
- ④ 展示等製作は、補助金及び交付金の交付申請を行う。本業務遂行中若しくは完了後、補助金及び交付金申請等において関係各庁から説明を求められたときは、資料の作成や説明のための随行等に協力すること。
- ⑤ 本業務に関する一切の費用は、受注者の負担とする。

6. 提出物

- (1) 管理技術者届(経歴書、資格証の写し共)
- (2) 各担当主任技術者届(経歴書、資格証の写し共)
- (3) 業務計画書
- (4) 業務委託料内訳書
- (5) 打合せ議事録
- (6) 委託業務完了届
- (7) その他発注者が指示するもの

7. 成果品の提出

(1) 成果品(図面は各3部A3版基本とする。)

- ① 展示意匠図(平面図・立面図)
 - ② 展示造作・什器施工図
 - ③ グラフィック・サイン図
 - ④ 映像・音響システム施工図
 - ⑤ 模型造形製作図・体験アイテム図
 - ⑥ 電気製作図
 - ⑦ 演示具製作図
 - ⑧ 展示ケース及び什器・解説パネル等製作(設置を含む)
- ・CD-ROM等のメディアに格納の上、提出(全3枚)
 - ・ファイルの形式は、Adobe PDFによるものを基本とする。
 - ・その他発注者の指示によるものを成果品として提出すること。
 - ・成果品は、上記⑧展示ケース及び什器、解説パネル等製作及び設置のうえ、令和10年10月2日(金)までに提出すること。

8. 支払特記

本委託業務期間中において、受注者は7. 成果品の①～⑧を完成し、発注者による中間検査を受け、合格した時は、当該時点までの委託料の支払いを請求できるものとする。ただし、上記委託料の支払い請求額は、契約金額の10分の3以内の額を上限とする(1万円未満切捨て)。

残額は、業務完了時に支払う。